

令和8年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」広報業務委託  
仕様書（公募用）

1 業務名

令和8年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」広報業務委託

2 業務目的

路線バスの利用促進を図るため、特定の期間・時間帯においてバス運賃を半額にする実証的なキャンペーンを実施するにあたり、県民に対し、キャンペーンの概要※等を広く周知することに加え、キャンペーンへの参加を促すための広報活動を実施する。

※ 鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）概要

- ・ 実施期間：実証期間として下期以降の数ヶ月を予定
- ・ 時間帯：通勤時間等混雑する時間を除いた時間帯を設定することを予定
- ・ 実施方法：キャッシュレス決済を活用した仕組みとする予定
- ・ 対象路線：調整中
- ・ ターゲット：主に鹿児島県在住の方とする予定

※ バス事業者におけるキャッシュレス決済の導入状況等を踏まえ、利用者及びバス事業者等の負担が可能な限り少なくなるよう、利用するキャッシュレス決済の種類やその他詳細は、調整中であり、今後、関係者等との協議により、決定する。

3 履行期限

令和9年3月31日（水）

4 委託業務の内容及び実施方法

特定の期間・時間帯においてバス運賃を半額にする実証的なキャンペーンを実施するにあたり、県民に対し、キャンペーンの概要等を広く周知することに加え、キャンペーンへの参加を促すための広報活動を実施すること。また、その施策等について、路線バスの利用促進を図る観点から、企画提案を実施すること。

ただし、以下の広報活動は必ず実施内容に含めるものとする。

- (1) チラシ・ポスターの作成・印刷
- (2) 特設サイト制作・運用管理
- (3) 「かごしま乗り物×Maasフェスタ 2026」（仮称）におけるブース出展（広報活動）※令和8年10月31日（土）実施予定

## 5 著作権及び肖像権等の取扱い

- (1) 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。使用する動画、写真、BGM、イラスト、掲載文言（以下「動画、写真、BGM 等」という。）については、その権利関係を含め、原則受託者で手配するものとする。なお、路線バス事業者その他関係機関からの写真等の提供を受けて使用する場合には、委託者も必要に応じて調整等に協力するものとする。また、著作権が発生する場合は受託者が支払うこととし、支払額は委託料に含める。
- (2) 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は原則として県に帰属するものとし、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、受託者が所有する動画、写真、BGM 等を使用した場合、当該動画、写真等についてはこの限りではない。受託者が所有する動画、写真、BGM 等を、県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- (3) 委託業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（印刷物の使用、ホームページへの掲載等）できるものとし、受託者は著作権者人格権を行使してはならない。
- (4) 委託業務にて使用する動画、写真、BGM 等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (5) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

## 6 情報セキュリティ対策

### (1) メール送信に関するセキュリティ対策

メール送信における情報流出を防止するため、受託業務におけるメール送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

ア 利用しているメールシステムで誤送信防止機能（上長承認・送信遅延・警告表示等）の利用が可能な場合は、有効化すること。

イ 個人情報（個人のメールアドレスを含む）を取り扱う業務の場合にあって、誤送信防止機能を利用できない場合は、通常のメール送信時の情報セキュリティ対策に加えて対策を定め、書面で県に提出すること。

ウ 送信前に、宛先、CC を使用していないこと、BCC 欄を使用していること及び添付ファイルの内容の二重確認（ダブルチェック）を実施すること。

エ 個人情報を含む添付ファイルの暗号化またはパスワード保護すること。

オ 上記を含む受託者におけるメール送信手順書を作成し備えること。

### (2) 特設サイト制作・運用管理 職員に関するセキュリティ対策

受託者は、本業務に従事する職員全員に対し、情報セキュリティ対策を含む、業務実施に必要な知識及び技能を習得させるため、事前研修及び定期的な研修を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、研修の内容及び記録を

書面で提出すること。

なお、研修の内容には、以下を必ず含むこと。

ア 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

イ 情報流出防止対策

## 7 業務報告

受託者は、本業務の終了後、次の成果物等を委託者へ提出すること。

(1) 業務完了報告書

本業務の実施結果を記載した報告書を提出すること。

報告書には、実施した広報活動、その効果の分析等を記載するものとする。（紙媒体1部及び電子データ）

(2) 成果品の電子データ

本業務により制作した広報制作物（動画、画像、デザインデータ等）の電子データ

(3) 調査・集計データ

本業務の効果測定や分析等に使用した調査・集計データの電子データ一式

(4) 成果物等の提出期限

令和9年3月31日（水）

## 8 その他

(1) 実施に当たっては、県交通政策課と十分協議しながら行うこと。

(2) 必要に応じて、県交通政策課が交通事業者等と実施するキャンペーン内容に係る打合せに同席すること。

(3) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、本事業の実施に係る一切の経費を含むこと。

(4) 本仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、その都度協議すること。